

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」ができました。

この法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に全国でスタートします。

須崎市でも、事業計画を策定し、安心して子育てができる環境を整備していきます。

(保育所・子育て支援センター関係)

福祉事務所 児童福祉係 ☎42・1229

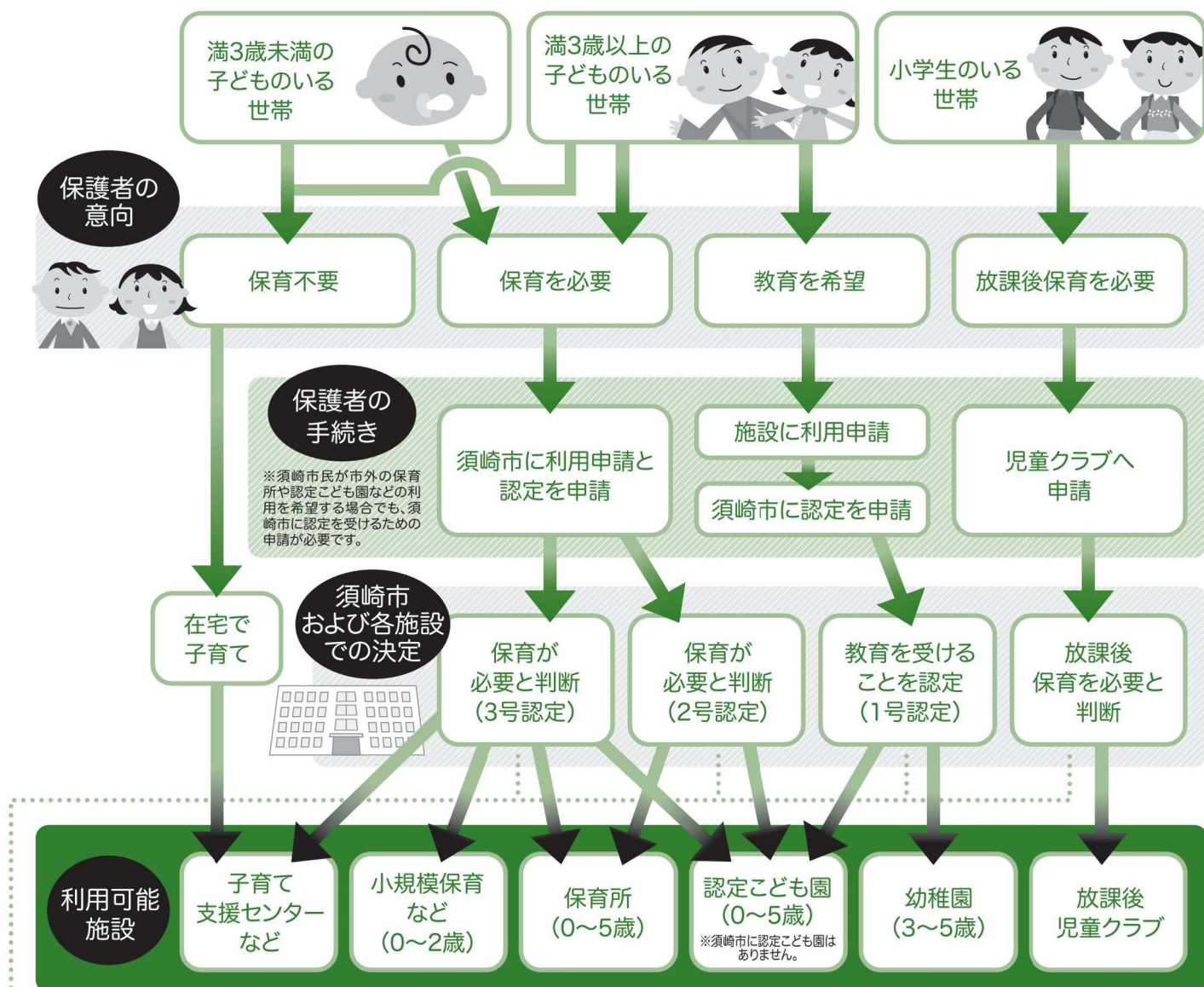
(幼稚園関係)

学校教育課 学校教育係 ☎42・5291

(放課後児童クラブ)

生涯学習課 生涯学習係 ☎42・8591

施設利用のイメージ



審査の結果や施設の定員などにより、希望する施設が利用できない場合もあります。その場合、3歳児未満であれば、子育て支援センターを利用することもできます。

2号認定が不認定になっても、教育を必要とする場合、1号認定の申請をすることができます。

「子ども・子育て支援新制度」については、内閣府のホームページでもご覧いただけます。

子ども・子育て支援新制度

検索